

令和元年度10月以降 館林市利用者負担額徴収基準額表

(単位：円)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）（※2）		
階層区分	定義		3号認定（3歳未満児）		
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B 1	市民税非課税世帯		0	0	
B 2	A階層を除き前年度の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯（※1）	市民税均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	ひとり親世帯等	2,000 (0)	1,950 (0)
			上記を除く世帯	5,000 (2,500)	4,900 (2,450)
B 3	24,300円 未満		ひとり親世帯等	2,750 (0)	2,700 (0)
			上記を除く世帯	6,500 (3,250)	6,400 (3,200)
B 4	24,300円 以上 48,600円 未満		ひとり親世帯等	3,500 (0)	3,450 (0)
			上記を除く世帯	8,000 (4,000)	7,900 (3,950)
C 1 D	48,600円 以上 57,700円 未満		ひとり親世帯等	5,500 (0)	5,450 (0)
			上記を除く世帯	11,000 (5,500)	10,900 (5,450)
C 1 E	57,700円 以上 58,200円 未満		ひとり親世帯等	5,500 (0)	5,450 (0)
			上記を除く世帯	11,000 (5,500)	10,900 (5,450)
C 2	58,200円 以上 67,800円 未満		ひとり親世帯等	6,250 (0)	6,150 (0)
			上記を除く世帯	12,500 (6,250)	12,300 (6,150)
C 3 F	67,800円 以上 77,101円 未満		ひとり親世帯等	7,000 (0)	6,900 (0)
			上記を除く世帯	14,000 (7,000)	13,800 (6,900)
C 3 G	77,101円 以上	77,400円 未満	14,000 (7,000)	13,800 (6,900)	
C 4	77,400円 以上	87,000円 未満	15,500 (7,750)	15,300 (7,650)	
C 5	87,000円 以上	97,000円 未満	17,000 (8,500)	16,800 (8,400)	
C 6	97,000円 以上	111,400円 未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	
C 7	111,400円 以上	125,800円 未満	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)	
C 8	125,800円 以上	140,200円 未満	23,500 (11,750)	23,200 (11,600)	
C 9	140,200円 以上	154,600円 未満	26,000 (13,000)	25,600 (12,800)	
C 1 0	154,600円 以上	169,000円 未満	28,500 (14,250)	28,100 (14,050)	
C 1 1	169,000円 以上	179,000円 未満	31,500 (15,750)	31,000 (15,500)	
C 1 2	179,000円 以上	189,000円 未満	34,000 (17,000)	33,500 (16,750)	
C 1 3	189,000円 以上	199,000円 未満	36,500 (18,250)	35,900 (17,950)	
C 1 4	199,000円 以上	209,000円 未満	39,000 (19,500)	38,400 (19,200)	
C 1 5	209,000円 以上	301,000円 未満	41,500 (20,750)	40,800 (20,400)	
C 1 6	301,000円 以上		44,000 (22,000)	43,300 (21,650)	

- (※1) 市民税による階層区分は、「住宅借入金控除」・「寄付金税額控除」・「外国税額控除」・「配当控除」等の税額控除適用前の税額で算定し認定します。
婚姻歴がなく、事実婚も含め現在も婚姻していないひとり親家庭は、地方税法上の寡婦等とみなして算定します。
- (※2) 同一世帯から2人以上の就学前児童が下記の施設に入園または利用している場合、その2人目の保育料は、上記基準額表の()内の金額、3人目の保育料は0円とします。
ただし、AからC1D階層(ひとり親家庭等の場合はC3F)までは、同一扶養義務者に監護されている子どもの中で何人目の子どもか数えるものとします。

【対象施設等】 保育園・幼稚園・認定こども園・家庭的保育事業等・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援

- (注1) 在籍児童のうち、年度の途中において3歳に達した児童は、その年度は3歳未満児とみなします。
- (注2) 年度途中における保育料の変更(階層区分の変更)は、変更事由の生じた翌月から行います。
- (注3) 同一世帯で18歳まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を3人以上監護する場合は、第3子以降の児童に係る保育料の額を申請により無料とします。
- (注4) 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、基準額表の「ひとり親世帯等」の欄の金額とします。
- (1) 「ひとり親世帯等」… 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者がいる世帯
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- (注5) 実費負担・上乘せ徴収は各施設に問い合わせてください。